単価契約仕様書

教育委員会事務局体育健康教育室

（担当：渡邉・西村　電話：708－5321）

件　　名	令和９年度　生徒結核検診及び学校教職員健康診断委託業務について （定期健康診断、情報機器作業従事者健診）（下京区、南区、伏見区）
予定数量	教職員予定数　２，３００　名　生徒予定数　６３０　名
契約期間	令和９年４月１日　～　令和１０年３月３１日
契約条件	生徒結核検診及び学校教職員健康診断委託業務の執行に関し、その作業要領の仕様を定める。以下、京都市を発注者（以下「甲」という）、受託者を受注者（以下「乙」という）とする。 １生徒結核検診 （１）検査項目 ①直接撮影 検査会場における検診者数が３０名以下の場合は最低保証額を支払うものとする。 ②リフト車による胸部Ｘ線直接撮影 ③精密検査 直接撮影のみ（通所含む） ①の結果異常の認められる者 ④フィルム保管 乙は、撮影したフィルムや所見内容を保管・管理し、甲の請求に応じて速やかに提出できるようにすること。 （２）実施時期 令和９年４月から６月（ただし、上記③経過観察者は令和１０年３月まで） （３）実施日時・場所等 乙が別紙１の各市立高等学校と調整のうえ、決定すること（平日に実施）。 別紙１の全市立高等学校を巡回するものとする。 （４）予定数量 ６３０人 （５）対象者 別紙１の京都市立高等学校生徒 （６）受診票等の配布 結核検診受診票等が必要な場合は学校と相談すること。 （７）検診結果の判定・報告等 結核検診の結果の報告については、乙にて判定し、各学校に通知すること。なお、有所見の者については、精密検査の受診を合わせて通知し、その結果についても、各学校に通知すること。 （８）検診手数料 単価に実施数量を乗じて算定し、乙の請求に基づき支払うものとする。 （９）請求

	２の教職員定期健康診断とは別請求とし、検診終了後、速やかに請求すること。 ２　教職員定期健康診断 （１）検査項目 ①　身長・体重測定 ア　身長計及び体重計により測定するものとする。 イ　BMI 指数を算出し、結果票に打ち出すものとする。 ②　腹囲 ア　メジャーを使用し、直接腹囲にあてて測定するものとする。 イ　メタボリックシンドロームの診断基準に基づき、立位、軽呼気時、臍レベルで測定する。脂肪蓄積が著明で臍が下方に偏位している場合は肋骨下縁と前上腸骨棘の中点の高さで測定する。 ③　視力検査 ア　視力計により検査するものとする。 イ　眼鏡等を使用しているものについては矯正視力の検査とする。 ④　聴力検査 ・　オージオメータにより検査するものとする。 ⑤　血圧測定 ・　血圧計により検査するものとする。 ⑥　血液検査 ・　血液検査の検査内容は次のとおりとする。 ア　赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット、血清総蛋白 イ　尿素窒素、ＬＤＬコレステロール、ＧＯＴ、ＧＰＴ、γ－ＧＴＰ ウ　ＡＬＰ、血糖検査、ＨｂＡ１ｃ、ＨＤＬコレステロール エ　尿酸、トリグリセライド、クレアチニン ⑦　心電図検査 ・　12 誘導心電図検査によるものとする。 ⑧　尿検査 ・　尿検査の検査内容はつぎのとおりとする。 ア　試験紙法による尿中の蛋白・潜血反応・糖及びウロビリノーゲンの検査。 イ　検体については、当該学校等で収受することを原則とする。 ⑨　内科診察 ア　乙の検診機関の医師による問診、他覚所見、聴診等。 イ　質問（問診） ＊　別紙５またはそれに準ずる項目について問診票による質問。

	⑩　結核検診 ア　直接撮影 ・検査会場における検診者数が 30 名以下の場合は最低保証額を支払うものとする。 イ　経過検診 ・直接撮影（通所含む)、診察 ウ　精密検査 ・直接撮影、赤血球沈降速度検査、かくたん・培養検査、ツベルクリン反応検査、診察。 ・甲が指導区分を最終決定するので、乙は甲の求めに応じて、審査該当者の X 線フィルム等資料を速やかに提出すること。 エ　フィルム保管 ・乙は、撮影したフィルムや所見内容を保管・管理し、甲の請求に応じて速やかに提出できるようにすること。 オ　その他検査 ・断層・側面・CT 撮影等その他医師が必要と認める検査 ⑪　風しんの抗体検査 ・自治体発行のクーポン券を有する者を対象とする。 （令和９年度に事業の実施がある場合。） （２）実施時期 令和９年４月から令和１０年３月まで（ただし、結核検診は１２月まで) （３）実施日時・場所等 乙が別紙１の各市立学校等と調整のうえ、決定すること（平日に実施)。ただし、結核検診は令和９年４月から令和９年１２月までの間に、その他の項目は令和９年１１月から令和１０年２月上旬までの間に別紙１の全市立学校等を巡回するものとする（小学校に併設する幼稚園を除く)。また、乙は、全市立学校等と日程調整を終え次第、日程一覧のデータを健診開始までに甲に提出するものとする。ただし、上記日程で受診出来なかった者については、令和１０年２月中旬から３月上旬にかけて、およそ２週間程度、乙の診療所で追加健診を実施するものとし、健診場所は京都市内であることとする。また、当日の検査手順等実施方法については事前に各校・園と十分に確認を行うこと。特に前年度と異なる機関が応札した場合は注意を要する。 （４）予定数量 別紙２のとおり （５）対象者 別紙１の京都市立学校・幼稚園の教職員。 ただし、腹囲については３５歳及び４０歳以上の者もしくは来年度新規採用予定者で希望する者を対象とし、学校保健安全法施行規則第１３条第３項に該当する者については、検査を省略することができる。 なお、対象者の学校名、氏名、生年月日等については、甲から乙に情報提供するものとする。

	（６）受診票等の配布 　各学校・園に次の用紙等を健診開始までに必要な数送付すること。ただし、情報提供した者については、氏名などの項目が記入されたものを、情報提供がないものについては、人数分の無記入用紙を送付すること。 　結核検診については、日程が異なるため各学校・園から受診者名簿を提出し、対象者を把握すること。 ①　結核検診受診票 ②　健康診断受診票 ③　健康調査票（問診票） ＊別紙５またはそれに準ずる項目を含むこと。 ④　尿検査用スピッツ等尿検査に必要なもの ⑤　受診に際しての注意事項 ⑥　その他検査に際して必要なもの （７）健診結果の判定・報告等 ①　結核検診の結果については、乙にて判定し、受診者名簿に所見を記入のうえ、各学校園に通知すること。 　検診の結果、経過観察又は要精密検査と判定された者に対しては、以下イのとおり通知すること。なお、要精密検査の者については、精密検査の受診を合わせて通知すること。 　精密検査の結果については、甲で審査を行うため、甲に提出するとともに、各学校・園にも通知すること。 ア　受診者結果一覧（学校用） イ　結果通知（個人用） ＊封筒に入れるなど、第三者から見られないようにすること。 ＊判定結果を記載した結果通知を送付すること。 ウ　その他結果通知に際して必要なもの。 ②　結核以外の検査項目について判定（異常なし、経過観察（１年後、６ヶ月後、３ヶ月後、１ヶ月後等）又は要精密検査（要再検査含む））を行うこと。また、同様の判定を総合判定でも行うこと。なお、判定基準については、原則として、乙で定める基準を用いることとするが、事前に甲に対し、基準を提示すること。 ③　結核以外の検査項目の精密検査の必要な者に対して必要な項目の検査勧告を行うものとする。精密検査については、結核検診を除き、本人の判断により全額自己負担で受検するため、本契約の費用には含まない。 ④　健診終了後、当該学校・幼稚園長宛に以下のものを送付すること。なお、個人情報を含むため、必ず対面で渡す方法をとること。 ア　受診者結果一覧（学校用） イ　健康診断個人票（個人用） ＊　アとイは同封し、第三者から見られないようにすること。 ウ　各個人毎に作成された教職員健康診断票（別紙３）に貼付できるシール（別紙４）。 ＊ア、イ、ウともに各検査項目及び検査値等を記載すること。 エ　その他結果通知に際して必要なもの。 ⑤　上記「④のア」は甲にも速やかに送付すること。また、乙は、検査結果等を甲の求めに応じて速やかに提出すること。

	（８）健診手数料 ①　健診手数料は、上記（１）①～⑩ともそれぞれの単価に実施数量を乗じて算定するものとする。 ②　上記の手数料は、実施した健診分を乙の請求に基づき支払うものとする。ただし、結核検診の断層・側面・CT 撮影等その他医師が必要と認める検査については診療点数に基づき請求するものとする。 ３　情報機器作業従事者健診 （１）検査項目 ①　問診（作業歴、作業環境、作業状況、既往歴、自覚症状など） あらかじめ受診者本人が記入した「情報機器作業従事者健康アンケート」に基づいて行う。 ②　視機能検査 ア　５m視力の検査（遠方視力） イ　５０ｃm視力の検査（近方視力） ウ　立体視の検査 エ　近点距離の測定 ③　指肢機能検査（握力） （２）実施時期 上記２「教職員定期健康診断」と同時に実施する。 （３）実施日時・場所 上記２「教職員定期健康診断」と同時に実施する。 （４）予定数量 別紙２のとおり （５）対象者 別紙１の京都市立学校・幼稚園の教職員で、１ヵ月の情報機器作業時間が概ね４０時間以上の者、または自覚症状のある者。なお、事前に希望をとる場合、個人情報を含む内容は FAX で行わないこと。 （６）　問診表等の配布 上記２「教職員定期健康診断」の用紙等配布と同時に「情報機器作業従事者健康アンケート」、「情報機器作業従事者健康診断個人票」等、必要な用紙等を必要な数配布すること。 （７）健診結果の判定・報告等 ①　当日の問診及び受診者本人が記入した「情報機器作業従事者健康アンケート」を総合的に勘案し、異常なし、経過観察又は要精密検査（要再検査含む）の判定を行うこと。なお、判定基準については、原則として、乙で定める基準を用いることとするが、事前に甲に対し、基準を提示すること。 ②　精密検査の必要な者に対して必要な項目の検査勧告を行うものとする。精密検査については、本人の判断により全額自己負担で受検するため、本契約の費用には含まない。 ③　健診終了後、当該学校・幼稚園長宛に以下のものを送付すること。なお、個人情報を含むため、必ず対面で渡す方法をとること。 ア　情報機器作業従事者受診者結果一覧（学校用） イ　情報機器作業従事者健康診断個人票（個人用） ＊アとイは同封し、第三者から見られないようにすること。 ウ　その他結果通知に際して必要なもの。

	④　上記「③のア」は甲にも送付すること。また、乙は、健診結果等を甲の求めに応じて速やかに提出すること。 ⑤　各健診結果については翌年度以降他機関で落札された場合も経年度で確認できる方策について本市と協議を進めること。 （８）健診手数料 ①　健診手数料は、単価に実施数量を乗じて算定するものとする。 ②　上記の手数料は、実施した健診分を乙の請求に基づき支払うものとする。 ４　特定化学物質健診 （１）検査項目 ・溶接ヒューム健診（６月以内に１回実施） ①　業務経歴の調査 ②　作業条件の簡易な調査 ③　溶接ヒュームによる呼吸器、精神・神経症状の既往歴の有無の検査 ④　呼吸器、精神・神経症状の有無の検査 ⑤　握力測定　問診 ・じん肺健康診断 ①　業務経歴の調査 ②　作業条件の簡易な調査 （２）実施時期 上記２「教職員定期健康診断」と同時に実施する。 なお、溶接ヒューム健診のうち１回は、６月以内の別日に実施する。 （３）実施日時・場所 上記２「教職員定期健康診断」と同時に実施する。 なお、溶接ヒューム健診のうち１回は、６月以内の別日に実施する。 （４）予定数量 別紙２のとおり （５）対象者 京都市立学校・幼稚園の教職員で、京都工学院高等学校において溶接ヒュームを取り扱う作業に常時従事する者。 （６）問診表等の配布 「特定化学物質健康診断（溶接ヒューム）に係る調査書」、「じん肺健康診断問診票」等、必要な用紙等を必要な数配布すること。 （７）健診結果の判定・報告等 異常なし、ほぼ異常なし、経過観察、要精密検査（ 要再検査を含む。）、要治療の判定又はそれらに準じた判定を行う。なお、検査方法及び判定基準は検査機関が採用しているものとする。 じん肺健康診断は、有所見について判定（ 管理区分１について判定）を行う。 （８）健診手数料 健診手数料は、単価に実施数量を乗じて算定するものとする。 上記の手数料は、実施した健診分を乙の請求に基づき支払うものとする。 なお、定期健康診断と検査が共通する場合はその検査料を減額する。

	5　その他 （1）健診車・器具・用紙等 健診に必要な健診車・器具・用紙等については、乙で準備し、負担すること。 （2）秘密の保持 乙は、委託業務の処理上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。個人情報を含む内容は緊急性があり、学校園からの希望のある場合を除き、FAX で行わないこと。なお、業務終了後も同様とする。 （3）事故の防止 乙は、受託業務の遂行にあたっては、甲の指示を遵守し、事故の未然防止等に最善の注意を払わねばならない。万一、事故等が発生した場合は、速やかに甲に報告するとともに乙の責任において処理すること。 （4）受託条件 京都市内の市バス又は地下鉄の沿線（バス停又は地下鉄駅から距離1.2㎞以内）に仕様書に定める定期健康診断、精密検査及び保健指導ができる施設のある業者（別紙申立書が必要）。 （5）その他 ① 乙は、契約事項の実施にあたっては、甲の指示・監督に従うこと。 ② 電子計算機による事務処理等（入力等）に関しては、別紙６「電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書」に基づいて業務を履行すること。 ③ 個人情報の取扱いに関しては、別紙７「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に基づいて業務を履行すること。 ④ 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方協議のうえ、そのつど決定する。 なお、この場合において、協議が整わないときは、甲の決定するところによる。

注　本仕様について不明な点がある場合は,契約課の指示に従ってください。

学校一覧

（別紙1）

下京	洛央小学校	南	九条弘道小学校	伏見	深草小学校	伏見	深草中学校
下京	下京渉成小学校	南	九条塔南小学校	伏見	稲荷小学校	伏見	藤森中学校
下京	下京雅小学校	南	南大内小学校	伏見	藤ノ森小学校	伏見	桃山中学校
下京	梅小路小学校	南	唐橋小学校	伏見	藤城小学校	伏見	伏見中学校
下京	光徳小学校	南	吉祥院小学校	伏見	砂川小学校	伏見	神川中学校
下京	七条小学校	南	祥栄小学校	伏見	竹田小学校	伏見	醍醐中学校
下京	西大路小学校	南	祥豊小学校	伏見	桃山小学校	伏見	春日丘中学校
下京	七条第三小学校	南	上鳥羽小学校	伏見	桃山東小学校	伏見	栗陵中学校
下京	洛友中学校	南	大藪小学校	伏見	桃山南小学校	伏見	桃陵中学校
下京	下京中学校	南	久世西小学校	伏見	醍醐小学校	伏見	向島東中学校
下京	七条中学校	南	八条中学校	伏見	池田小学校	伏見	洛水中学校
下京	美術工芸高校	南	九条中学校	伏見	池田東小学校	伏見	大淀中学校
下京	楊梅幼稚園	南	洛南中学校	伏見	春日野小学校	伏見	向島秀蓮小中学校
		南	久世中学校	伏見	日野小学校	伏見	栄桜小中学校
		南	凌風小中学校	伏見	醍醐西小学校	伏見	京都奏和高等学校
		南	開建高等学校	伏見	北醍醐小学校	伏見	京都工学院高等学校
				伏見	伏見板橋小学校	伏見	伏見板橋幼稚園
				伏見	伏見南浜小学校	伏見	伏見南浜幼稚園
				伏見	伏見住吉小学校	伏見	伏見住吉幼稚園
				伏見	下鳥羽小学校	伏見	深草幼稚園
				伏見	横大路小学校	伏見	竹田幼稚園
				伏見	納所小学校		
				伏見	向島小学校		
				伏見	向島藤の木小学校		
				伏見	神川小学校		
				伏見	久我の杜小学校		
				伏見	羽束師小学校		
				伏見	明親小学校		
				伏見	美豆小学校		

（別紙２）

令和９年度教職員健康診断受診予定人数（下京区・南区・伏見区）

項目	受診予定人数 （令和７年度実績）
身長・体重	２，３００人
腹囲	１，２６０人
視力	２，３００人
聴力	２，３００人
血圧	２，３００人
血液	２，３００人
心電図	２，３００人
尿	２，２８０人
内科検診	２，３００人
情報機器作業従事者検診	７００人
結核	２，１４０人

＊　受診予定人数については、教職員数の増減及び受診率により異なるため、実際の受診人数には増減が生じる。大幅な増減があっても、本市は何ら補償を行わない。

＊　下一桁は四捨五入。

第２号様式（第15条関係）

（別紙３）

職　員　健　康　診　断　票

学校の名称										
氏　　名			職		性別	男　女	生年月日	年　月　日生		
年　　齢		年	年		年		年		年	
健康診断年月日		年　月　日	年　月　日		年　月　日		年　月　日		年　月　日	
身　　長（cm）		.	.		.		.		.	
体　　重（kg）		.	.		.		.		.	
腹　　囲（cm）		.	.		.		.		.	
B　M　I										
視　　力	右	（　）	（　）		（　）		（　）		（　）	
	左	（　）	（　）		（　）		（　）		（　）	
聴　　力	右									
	左									
結核 胸部エックス線検査（第１回）	撮影年月日	年　月　日	年　月　日		年　月　日		年　月　日		年　月　日	
	フィルム番号									
	所　　見	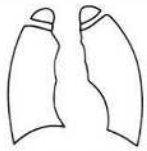	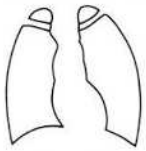		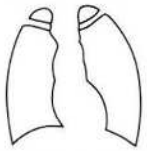		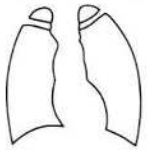		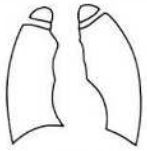	
結核 胸部エックス線検査（第２回）	撮影年月日	年　月　日	年　月　日		年　月　日		年　月　日		年　月　日	
	フィルム番号									
	所　　見	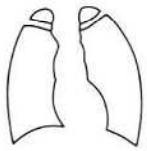	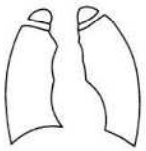		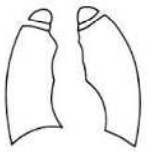		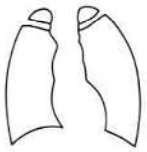		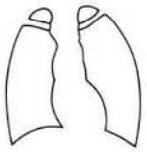	
結核 喀痰検査		年　月　日	年　月　日		年　月　日		年　月　日		年　月　日	
		塗・培	塗・培		塗・培		塗・培		塗・培	
結核 聴診,打診その他の検診		年　月　日	年　月　日		年　月　日		年　月　日		年　月　日	
結核 病名										
結核 備考										
血　　圧		／	／		／		／		／	
尿 蛋白		＋　±　－	＋　±　－		＋　±　－		＋　±　－		＋　±　－	
尿 潜血反応		＋　±　－	＋　±　－		＋　±　－		＋　±　－		＋　±　－	
尿 糖		＋　±　－	＋　±　－		＋　±　－		＋　±　－		＋　±　－	
尿 ウロビリノーゲン										
胃の疾病及び異常										
貧血検査	血色素量（g/dℓ）									
貧血検査	赤血球数（万/㎣）									
肝機能検査	ＧＯＴ（IU/ℓ）									
肝機能検査	ＧＰＴ（IU/ℓ）									
肝機能検査	γ-GTP（IU/ℓ）									
血中脂質検査	LDLコレステロール（mg/dℓ）									
血中脂質検査	HDLコレステロール（mg/dℓ）									
血中脂質検査	トリグリセライド（mg/dℓ）									
血糖検査（mg/dℓ）										
心電図検査										
その他の疾病及び異常										
指導区分										
事後措置										
備　　考										

（再生紙使用）

（別紙４）

（例）

42歳			
R3/1/20			
身長		180.2	
体重		69.5	
BMI		21.4	
視力	右	(0.6)	
	左	0.9	
聴力	右	1000 無所見	
		4000 無所見	
	左	1000 無所見	
		4000 無所見	
血圧	①	131/94	
	②	134/88	
	平	132/91	
蛋白 潜血		(-)	(-)
糖 ウロ		(-)	正常
腹囲		78.0	
Hb		14.4	
RBC	↓	425	
GOT	↑	35	
GPT		26	
γ-GTP		41	
CHO			
HDL-C		54	
TG	↑	209	
血糖		95	
心電図		要観察１年後	
WBC		4300	
Ht		42.4	
ALP		218	
TP		7.1	
ZTT			
Cre		0.80	
BUN		18.6	
UA		6.5	
LDL-C		107	
HbAlc		4.9	

＊　別紙３の健康診断票に貼り付けられ、上記（例）及びそれに準ずる様式とする。

＊　上記項目のＣＨＯ及びＺＴＴ欄は空欄もしくは削除すること。

＊　規格は、横２．７㎜～２．９㎜、縦１３．８㎜～１７．１㎜、各項目の間（心電図を除く）は０．４㎜程度とする。

＊　上記規格に該当しない場合でも、甲が認めるものはこの限りでない。

＊　上記（例）のように各検査項目に該当する検査値等を記載すること。

別紙５

標準的な質問票

	質問項目	回答	リソース
1-3	現在、ａからｃの薬の使用の有無		国民健康・栄養調査（H16）の問診項目に準拠
1	a.　血圧を下げる薬	①はい ②いいえ	
2	b.　インスリン注射又は血糖を下げる薬	①はい ②いいえ	
3	c.　コレステロールを下げる薬	①はい ②いいえ	
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	糖尿病実態調査（H14）の問診項目に準拠
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	糖尿病実態調査（H14）の問診項目に準拠
6	医師から、慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析）を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	糖尿病実態調査（H14）の問診項目に準拠
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ	
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は６ヶ月以上吸っている者」であり、最近１ヶ月間も吸っている者）	①はい ②いいえ	国民健康・栄養調査（H16）の問診項目に準拠
9	20歳の時の体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ	保健指導分科会
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施	①はい ②いいえ	保健指導分科会
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を１日１時間以上実施	①はい ②いいえ	保健指導分科会
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ	保健指導分科会
13	この１年間で体重の増減が±3kg以上あった。	①はい ②いいえ	保健指導分科会
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い	保健指導分科会
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ	保健指導分科会
16	夕食後に間食（３食以外の夜食）をとることが週に３回以上ある。	①はい ②いいえ	保健指導分科会
17	朝食を抜くことが週に３回以上ある。	①はい ②いいえ	保健指導分科会
18	お酒（清酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度	①毎日 ②時々③ほとんど飲まない（飲めない）	保健指導分科会
19	飲酒日の１日当たりの飲酒量 清酒１合（１８０ｍｌ）の目安：ビール中瓶１本（約５００ｍｌ）、焼酎３５度（８０ｍｌ）、ウイスキーダブル一杯（６０ｍｌ）、ワイン２杯（２４０ｍｌ）	①１合未満 ②１～２合未満 ③２～３合未満 ④３合以上	保健指導分科会
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ	保健指導分科会
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである（概ね６か月以内） ③近いうちに（概ね１か月以内）改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる（６か月未満） ⑤既に改善に取り組んでいる（６か月以上）	保健指導分科会
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②いいえ	保健指導分科会

（別紙６）

令和５年４月１日改正

電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書

（総則）

第１条　この電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（入力等）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。

２　共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

（履行計画）

第２条　受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、京都市（以下「甲」という。）が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

（秘密の保持）

第３条　乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

（目的外使用の禁止）

第４条　乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。

⑴　契約目的物

⑵　甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）

⑶　委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

（複写、複製及び第三者提供の禁止）

第５条　乙は、契約目的物、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（作業責任者等の届出）

第６条　乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

２　作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

３　作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

４　乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

（教育の実施）

第７条　乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

２　乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。

３　乙は、前２項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第８条　乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第９条　乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

２　乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。

３　乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

４　乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

５　乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

（データ等の適正な管理）

第 10 条　乙は、個別仕様書その他の委託業務の履行に必要な書類（以下「ドキュメント」という。）、プログラム及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。

2　乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室、入力機器室、データ保管室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3　乙は、前項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。

4　乙は、第２項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。

⑴　電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。

⑵　入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。

⑶　入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。

5　乙は、甲から委託業務において利用するデータ等の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。

6　乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かなければならない。

7　乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。

⑵　入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

⑶　個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。

8　乙は、乙の電子計算機室等からドキュメント、プログラム及びデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

9　乙は、乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。

10　乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

11　甲は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第８条第１項第１号に該当するとして契約を解除することができる。

12　乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

（データ等の廃棄）

第 11 条　乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、ドキュメント、プログラム及びデータを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。

2　乙は、前項の規定により、ドキュメント、プログラム及びデータの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。

⑵　廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。

⑶　廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

（監督）

第 12 条　乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。

2　甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

（事故の発生の通知）

第 13 条　乙は、当該契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

2　乙は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3　甲は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（支給品及び貸与品）

第 14 条　支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定める

ところによる。

2　乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3　乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

4　乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。

5　乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

（検査の立会い及び引渡し）

第 15 条　甲は、契約書第４条第１項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

2　甲は、契約書第４条第１項の検査に当たり、必要があると認めるときは、契約目的物を電子計算機による試行、試験等により検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3　甲は、個別仕様書において検孔が指示されている業務において、検査の結果、契約書第４条第１項の検査に係る試行、試験等のための納入データに０．５％以上の誤りがあるときは、契約書第８条第１項第１号に該当するとして契約を解除することができる。

4　乙は、契約書第４条第１項の規定による検査に合格したときは、直ちに、納品書を添えて、契約目的物を甲の指定する場所に納入するものとし、納入が完了したときをもって契約目的物の引渡しが完了したものとする。

（契約の解除）

第 16 条　甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約書第８条第１項第１号に該当するとして契約を解除することができる。

2　甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務において、納入データに０．５％以上の誤りがあるときは、契約書第８条第１項第１号又は第２号に該当するとして契約を解除することができる。

3　甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務のうち、契約目的物の引渡しを複数回行うよう指示されている業務において、いずれかの回の納入データに０．５％以上の誤りがあるときは、契約書第８条第１項第１号又は第２号に該当するとして契約を解除することができる。

4　甲は、前３項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。

5　乙は、第１項から第３項までの規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の

補償を求めることはできない。

（損害賠償）

第 17 条　乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

（契約不適合責任）

第 18 条　甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

２　甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

３　甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第８条第１項第１号又は第２号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。

４　乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第１５条第４項の規定による引渡しを受けた日から２年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第１５条第４項の規定による引渡しを受けた時点において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

５　第１項から第３項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（作業実施場所における機器）

第 19 条　委託業務の履行に必要となる機器、ソフトウェア及びネットワークについては、乙が準備するものとする。ただし、甲がこれを貸与する場合は、この限りでない。

（別紙７）

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

（個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出）

第１条　受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（個人情報総括管理者）

第３条　受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

（従業者の監督）

第４条　受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の適正な管理）

第５条　受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

⑴　個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。

⑵　個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。

⑶　個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。

⑷　個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。

⑸　個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

（再委託の制限）

第６条　受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
３　第１項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（個人情報の目的外利用の禁止）
第７条　受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

（個人情報の第三者提供の禁止）
第８条　受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第６条第１項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

（個人情報の不正な複製等の禁止）
第９条　受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

（遵守状況の報告）
第１０条　発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。
２　受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

（立入調査等）
第１１条　発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
２　発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
３　受注者は、前２項の検査等を拒むことができないものとする。

（提供した資料の返還）
第１２条　受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

（事故の発生の報告義務）

第１３条　受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害の賠償）

第１４条　発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

⑴　委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。

２　前項第１号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。

申　立　書

令和　　年　　月　　日

（あて先）
京 都 市 長

住所又は所在地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名　　印

令和９年度生徒結核検診及び学校教職員健康診断委託業務について（定期健康診断、情報機器作業従事者健康診断）の入札に当たり、入札参加資格条件「京都市内の市バス又は地下鉄の沿線（バス停又は地下鉄駅から距離 1.2 ㎞以内）に仕様書に定める定期健康診断、精密検査及び保健指導ができる施設のある業者」に該当することを次のとおり申し立てます。

１　定期健康診断、精密検査及び保健指導実施場所の住所

２　定期健康診断、精密検査及び保健指導実施場所の地図
（別紙に地図を添付しても可）